

【有効期間について】

有効期間は、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳に達する日の前日までが基本となりますが、保育必要事由によって期間が異なりますのでご注意ください。

有効期間を経過すると保育所等が利用できなくなりますので、有効期間が経過する前までに必要な手続きを行ってください。

認定区分	保育必要事由	有効期間 ※満3歳に達する日…誕生日の前日になります。
1号認定	—	小学校就学まで
2号認定 (3歳以上)	就労	小学校就学まで
	妊娠・出産	出産日から8週間を経過する日の翌日の月末まで ※期間の末日までに小学校就学する場合は、その時まで
	疾病・障害など	小学校就学まで
	介護・看護	小学校就学まで
	災害復旧	小学校就学まで
	求職中	90日を経過する日の月末まで ※期間の末日までに小学校に就学する場合は、その時まで
	就学・職業訓練	保護者の卒業予定日又は修了予定日の月末まで ※期間の末日までに小学校に就学する場合は、その時まで
	虐待・DV	小学校就学まで
	育児休業時継続利用	育児休業が終了する日の月末まで（最長1年） ※期間の末日までに小学校に就学する場合は、その時まで
	その他	事情を勘案して村長が適当と認める期間
3号認定 (3歳未満)	就労	満3歳に達する日の前日まで
	妊娠・出産	出産日から8週間を経過する日の翌日の月末まで ※期間の末日までに満3歳に達する場合は、その前日まで
	疾病・障害など	満3歳に達する日の前日まで
	介護・看護	満3歳に達する日の前日まで
	災害復旧	満3歳に達する日の前日まで
	求職中	90日を経過する日の月末まで ※期間の末日までに満3歳に達する場合は、その前日まで
	就学・職業訓練	保護者の卒業予定日又は修了予定日の月末まで ※期間の末日までに満3歳に達する場合は、その前日まで
	虐待・DV	満3歳に達する日の前日まで
	育児休業時継続利用	育児休業が終了する日の月末まで（最長1年） ※期間の末日までに満3歳に達する場合は、その前日まで
	その他	事情を勘案して村長が適当と認める期間